

平成20・21年度の入札執行方法等について

<土木> H18・19		→ H20・21	
設計金額	参加資格等	参加資格等	
26.3億円以上	WTO	WTO	総合評価落札方式・低入札価格調査制度
26.3億円未満 7億円以上	一般(JV)2~4者 県内A1 県内営業所 県内一括 ※構成員比率県内50%以上	現行どおり	
7億円未満 3億円以上	一般(JV)2~3者 県内A1 県内一括	現行どおり	
3億円未満 1.5億円以上	一般(JV)2~3者 管内A1及びA(代表者はA1) 管内一括 (奈良+郡山を1管内とする)	一般(混合入札) 単体 or JV(2者) 県内A1 県内一括	
1.5億円未満 1億円以上	一般 管内A1 管内一括 (奈良+郡山を1管内とする)	一般 管内A1及びA 管内一括	
1億円未満 5千万円以上	一般 管内A1及びA 管内一括	※H22実施 県内A1及びA 県内一括	
5千万円未満 2千万円以上	一般 管内B 管内一括	現行どおり	
2千万円未満 8百万円以上	指名 管内C 15者以上	一般 管内C 管内一括	
8百万円未満	指名 管内 D~E 15者以上	現行どおり	

○本表は、平成20年6月1日以降に公告及び指名通知を行う工事から適用する。

○入札制度の変更

- ・予定価格、最低制限価格及び低入札調査基準価格については事前公表する。
- ・予定価格5千万円以上の建設工事(舗装工事を除く)については、低入札価格調査制度及び総合評価落札方式を適用する。
- ・予定価格5千万円未満の建設工事(舗装工事を除く)については、最低制限価格制度を適用し、最低価格での応札者から順番に、施工体制を確認し、適正な施工の可否を判断し、落札者を決定する。
- ・舗装工事については、予定価格1千万円以上の工事は、総合評価落札方式を適用する。ただし、5千万円未満の工事については、最低制限価格制度とし、5千万円以上の工事については低入札価格調査制度とする。
- ・舗装工事の総合評価落札方式については、5千万円以上の工事に適用するとしていたものを平成21年6月1日から1千万円以上の工事に適用する。

○JVの取り扱い

- ・契約保証を義務づける。

○その他

- ・入札ポンド制度の導入については、上位の設計金額区分から、今後、必要な検討を行う。
- ・高度な技術を必要とする特殊な工事については、別に定める。

<建築> H18・19		→ H20・21		
設計金額	参加資格等	参加資格等		
26.3億円以上	WTO	WTO	総合評価落札方式・低入札価格調査制度	
26.3億円未満 7億円以上	一般(JV)2~4者 県内A 県内営業所 県内一括 ※JV構成員比率県内50%以上	一般(JV)2~4者 県内A 県内営業所 (代表者及び構成員1名は経費点900点以上) ※JV構成員比率県内50%以上		
7億円未満 1.5億円以上	一般(JV)2~3者 県内A (代表者は経費点900点以上) 県内一括	一般(JV)2~3者 県内A (代表者及び構成員1名は経費点900点以上) 県内一括		
1.5億円未満 5千万円以上	一般 県内A ブロック一括 ①奈良、郡山、高田 ②桜井、宇陀、吉野、五條	一般 県内A 県内一括		
5千万円未満 2千万円以上	一般 県内B ブロック一括 ①奈良、郡山 ②高田、五條 ③桜井 ④宇陀、吉野	一般 県内B 県内一括		
2千万円未満 1千万円以上	指名 管内B 15者以上 (管内で不足する場合は隣接土木から指名)			
1千万円未満	指名 管内C以下 15者以上	現行どおり		
				最低制限価格制度

<設備> H18・19		→ H20・21		
設計金額	参加資格等	参加資格等		
26.3億円以上	WTO	WTO	総合評価落札方式・低入札価格調査制度	
26.3億円未満 7億円以上	一般(JV)2~4者 県内本店(特定) 県内営業所(特定) ※JV構成員比率県内50%以上	現行どおり		
7億円未満 1億円以上	一般(JV)2~4者 県内本店(特定) 県内営業所(特定) (代表者は経費点800点以上) ※JV構成員比率県内50%以上			
1億円未満 5千万円以上	指名(単独) 県内本店(特定)	一般(単独) 県内本店(特定)		
5千万円未満 2千万円以上	県内一括	県内一括		
2千万円未満	指名(単独) 管内本店(一般) 15者以上	2千万円未満 1千万円以上 一般(単独) 県内本店(一般) 県内一括 1千万円未満 指名(単独) 管内本店(一般) 15者以上		
				最低制限価格制度

<舗装> H18・19		→ H20・21		
設計金額	参加資格等	参加資格等		
5千万円以上	一般(JV)2~3者 県内A 県内一括	現行どおり	総合評価落札方式 最低制限価格制度	
5千万円未満 3千万円以上	※H18実施 JV代表者に1級舗装施工管理技術者の配置を要件	・1級舗装施工管理技術者の配置を要件 ・JV全構成員は1級舗装施工管理技術者を常時雇用していること。		
3千万円未満 2千万円以上	一般 県内A 県内一括 ※H19実施 1級or2級舗装施工管理技術者の配置を要件	現行どおり		
2千万円未満 1千万円以上	指名 県内A 20者以上 奈良+ (郡山、桜井) 郡山+ (奈良、高田) 高田+ (郡山、五條) 桜井+ (奈良、宇陀) 宇陀+ (桜井、吉野) 吉野+ (宇陀、五條) 五條+ (高田、吉野)	一般 県内A 県内一括 ※H21実施 1級or2級舗装施工管理技術者の配置を要件		
1千万円未満	指名(単独) 管内B 15者以上	現行どおり		
3百万円未満	指名(単独) 管内C 15者以上	現行どおり		
				最低制限価格制度